

東京都医療費適正化計画検討委員会設置要綱

平成19年3月30日 18福保総企第817号
改正 平成29年5月26日 29福保保国第149号
改正 令和5年4月19日 5福保保国第88号

(設置)

第1 東京都医療費適正化計画の策定及び総合的かつ円滑な推進を図るため、東京都医療費適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 医療費適正化計画の策定に必要な事項に関すること。
- (2) 医療費適正化計画の円滑な推進等に関し必要な事項に関すること。
- (3) その他、委員長が必要と認める事項。

(構成)

第3 委員会は、次の者のうちから、保健医療局長が委嘱又は任命する委員25人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益社団法人東京都医師会の会長、副会長又は理事
- (3) 公益社団法人東京都歯科医師会の会長又は副会長
- (4) 公益社団法人東京都薬剤師会の会長又は副会長
- (5) 公益社団法人東京都看護協会の会長、副会長、専務理事又は常務理事
- (6) 一般社団法人東京都病院協会の会長、副会長、常任理事又は理事
- (7) 東京都保険者協議会の会長
- (8) 全国健康保険協会東京支部の支部長
- (9) 健康保険組合連合会東京連合会の専務理事
- (10) 東京都職員共済組合の年金保険部長
- (12) 国民健康保険組合東京協議会の幹事長
- (13) 東京都後期高齢者医療広域連合の保険部長
- (14) 特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会が推薦する者
- (15) 東京都保健所長会代表

(委員の任期)

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(部 会)

- 第6 委員会に、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する。
 - 3 部会に、専門委員を置くことができる。
 - 4 専門委員は、委員長が指名する者をもって充て、保健医療局長が委嘱する。

(部会長)

- 第7 部会に部会長を置く。
- 2 部会長は、委員の互選により定める。
 - 3 部会長は、部会を総括する。

(招集等)

- 第8 委員会及び部会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて委員会及び部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(委員への謝礼の支払い)

- 第9 委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。
- なお、月の初日から末日までに開催した会議への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

- 第10 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。
- ただし、委員長、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長又は部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶 務)

- 第11 委員会及び部会の庶務は、保健医療局保健政策部国民健康保険課において処理する。

(その他)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第3条及び第11条中「保健医療局」とあるのは、「福祉保健局」とする。